

**平成26年度
政策別コスト情報・
省庁別財務書類の概要**

復興庁

〔 留意事項 〕

- 「政策別コスト情報」及び「省庁別財務書類」について
 - ・ 本資料の「政策別コスト情報」及び「省庁別財務書類」は、東日本大震災復興特別会計（以下、「復興特会」という。）のうち、復興庁において予算執行した結果を記載しております。

- 資料中の計数について
 - ・ 文中における計数は、原則として単位未満を四捨五入しているため、合計額が一致しないことがあります。
 - ・ 単位未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「－」で表示しております。

復興庁の任務と組織等の概要

○復興庁の任務

復興庁は、東日本大震災の被災地における復興を一刻も早く成し遂げられるよう、被災地に寄り添いながら、前例にとらわれず、果敢に復興事業を実施するための組織として、平成24年2月10日に、内閣に設置された組織です。

復興庁は、(1)復興に関する国の施策の企画、調整及び実施、(2)地方公共団体への一元的な窓口と支援等を担います。

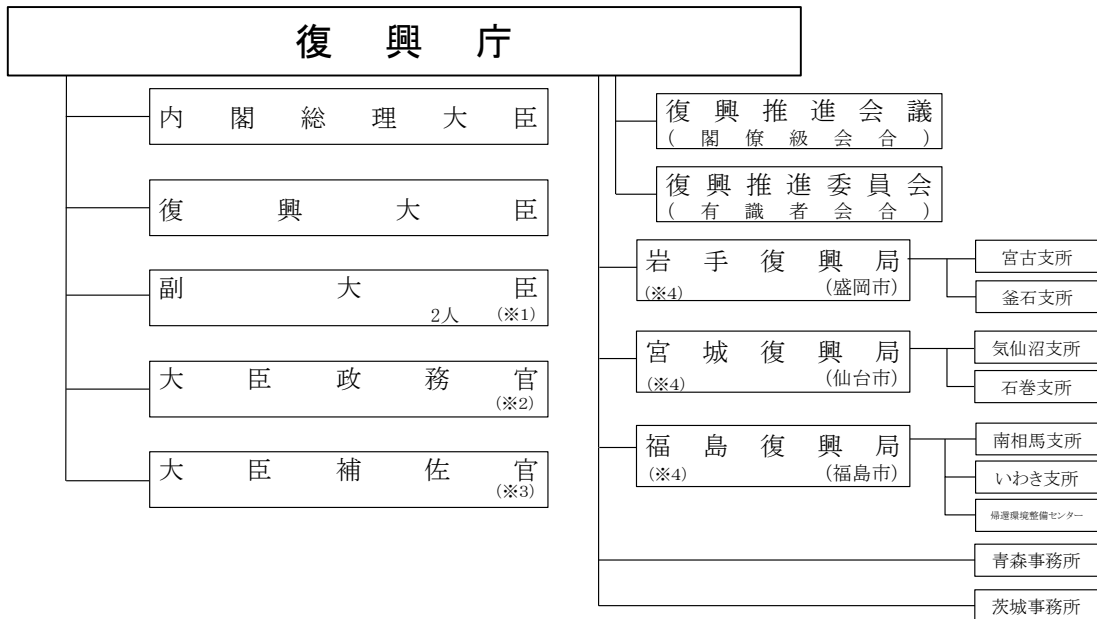
(復興庁設置法第3条)

第三条 復興庁は、次に掲げることを任務とする。

- 一 東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号)第二条の基本理念にのっとり、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けること。
- 二 東日本大震災復興基本法第二条の基本理念にのっとり、主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ること。

○組織等

(1) 組織図(平成26年度末現在)



※1 復興庁に副大臣2人を置くほか、他の府省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。

※2 復興庁に大臣政務官を置くことができる。大臣政務官は、他の府省の大臣政務官の職を占める者をもって充てる。

※3 大臣補佐官は、特定の政策に係る復興大臣の行う企画及び立案並びに政務に関し、復興大臣を補佐する。

※4 副大臣又は大臣政務官が各復興局を担当する。

(2) 定員(平成26年度予算定員)

平成26年度末の予算定員は186名です。

復興庁の政策目標

復興施策の推進

1. 復興特区制度に係る施策の推進

復興推進計画を実施する上で中核となる事業に必要な資金の融資に対して利子補給金を支給することにより、復興推進計画の区域における雇用機会の創出その他の東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に資することを目標とする。

2. 復興交付金制度に係る施策の推進

復興交付金の交付により、東日本大震災により相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために必要な事業を実施することを目標とする。

3. 原子力災害からの復興に係る施策の推進

安全で安心して暮らすことのできる生活環境を実現するとともに、地域経済を再生し、地域社会の形成を早期に実現することを目標とする。

4. 被災者の住宅再建の支援に係る施策の推進

被災者について、復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期など外的な要因により被災者間で生じる負担の不均衡を避けるため、住宅再取得等に係る標準的な消費税の負担増加に対応し得る措置として、給付措置を行うことを目標とする。

5. 「新しい東北」の創造に係る施策の推進

人口減少、高齢化、産業の空洞化等の従来からの課題を抱えたままの復旧ではなく、復興を契機にこれらの課題を克服し、我が国や世界のモデルとなる創造と可能性の地としての「新しい東北」を創りあげることが必要であり、被災地で芽生えている先進事例をしっかりと後押しし、「新しい東北」に向けた地域の取組を加速化することを目標とする。

また、東日本大震災からの復興に当たり、我が国が抱える産業の空洞化などの課題を解決し、全国に先駆けて被災地である東北地方において社会モデルを組成するとともに、被災地の雇用確保・新規投資を促進し、産業復興を通じた「新しい東北」の実現を図る。

平成26年度復興庁政策体系における各施策の目標を記載しています。

復興庁の「政策評価」に関する情報は、復興庁ホームページに掲載しています。詳しくはこちらをご覧ください。

(<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat12/seisaku/000656.html>)

I 政策別コスト情報とは

政策別コスト情報は、より一層の財務情報の充実を図るため、平成21年度より各省庁において作成・公表されているものです。省庁別財務書類の業務費用計算書において人件費などの形態別に表示されている費用を、各省庁の政策評価項目毎に配分して表示したセグメント情報として作成しております。

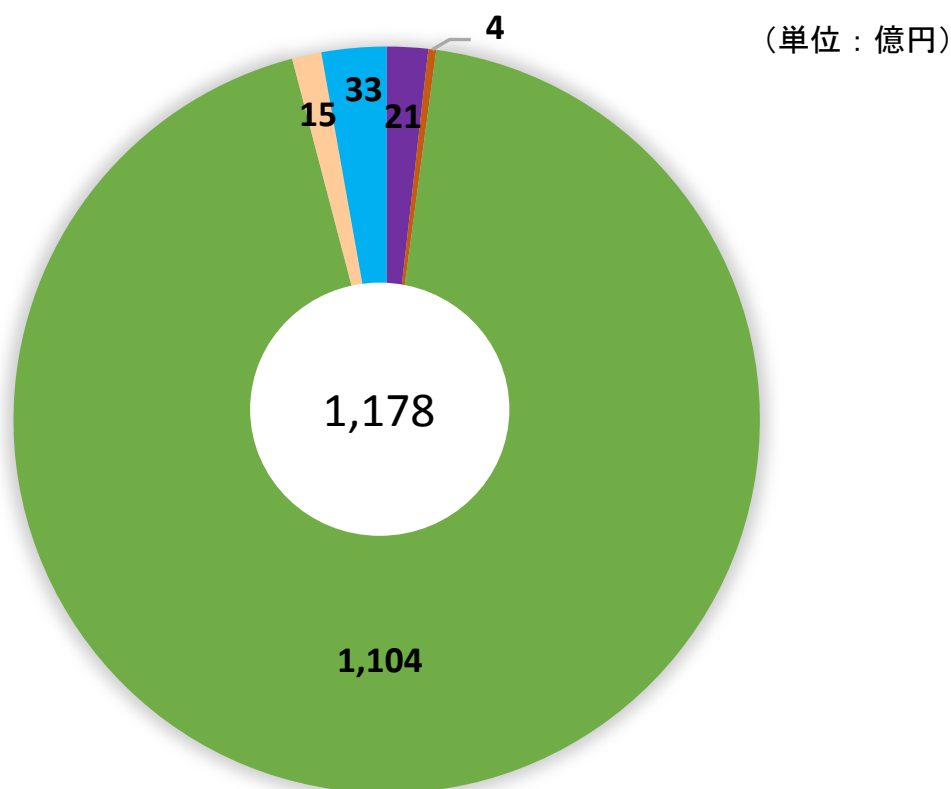
さらに、政策別コスト情報ではフローの情報だけではなく、政策によっては各省庁が保有する資産を活用して事務事業を行っているもののほか、政策にかかるコストとして算入された減価償却費についても基となる資産があることから、政策に関する主な資産(負債)をストック情報として表示しています。

なお、復興庁の政策評価については平成24年度から実施されていることから、政策別コスト情報は平成24年度から作成しております。

政策別コスト情報の概要

平成26年度の復興庁政策別コストの総額は1,207億円となっておりますが、他府省の特別会計へ繰り入れた28億円を除くため、復興庁で執行された政策別コストは1,178億円となっております。

このうち、主に補助金として構成される「原子力災害からの復興に係る施策の推進」におけるコストは1,104億円であり、全体の約9割を占めております。



- 政策1. 復興特区制度に係る施策の推進 21億円
- 政策2. 復興交付金制度に係る施策の推進 4億円
- 政策3. 原子力災害からの復興に係る施策の推進 1,104億円
- 政策5. 「新しい東北」の創造に係る施策の推進 15億円
- 官房経費等 33億円 ※

注1 各政策の目標は2頁を参照。

注2 政策4「被災者の住宅再建の支援に係る施策の推進」の予算措置は平成25年度限りであり、本グラフに掲載しておりません。

注3 他府省の特別会計へ繰り入れた28億円は除く。

政策別コストの経費別内訳

(単位:億円)

政策	コスト合計	経費別内訳				
		人件費	補助金等	委託費等	庁費等	その他
1. 復興特区制度に係る施策の推進	21	0	19	-	0	0
2. 復興交付金制度に係る施策の推進	4	1	-	-	2	0
3. 原子力災害からの復興に係る施策の推進	1,104	5	1,021	68	7	1
5. 「新しい東北」の創造に係る施策の推進	15	0	-	-	14	0
官房経費等 ※	33	12	0	-	17	3
合計	1,178	20	1,041	68	42	8

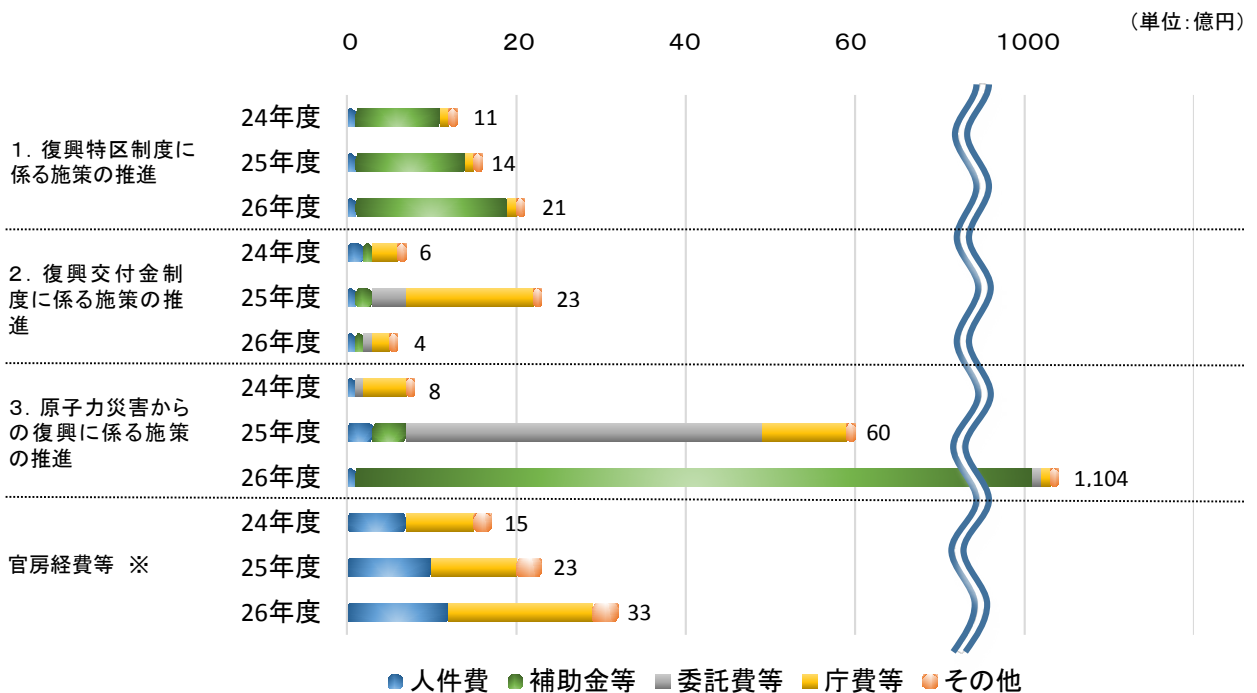
注1 各政策の目標は2頁を参照。

注2 政策4「被災者の住宅再建の支援に係る施策の推進」の予算措置は平成25年度限りであり、本グラフに掲載しておりません。

※ 他府省の特別会計へ繰り入れた28億円は除く。

政策別コスト(経費別)の推移

・「原子力災害からの復興に係る施策の推進」について、福島原子力災害復興交付金1,000億円を支出したことなどにより、前年度に比べ約1,000億円増加となりました。

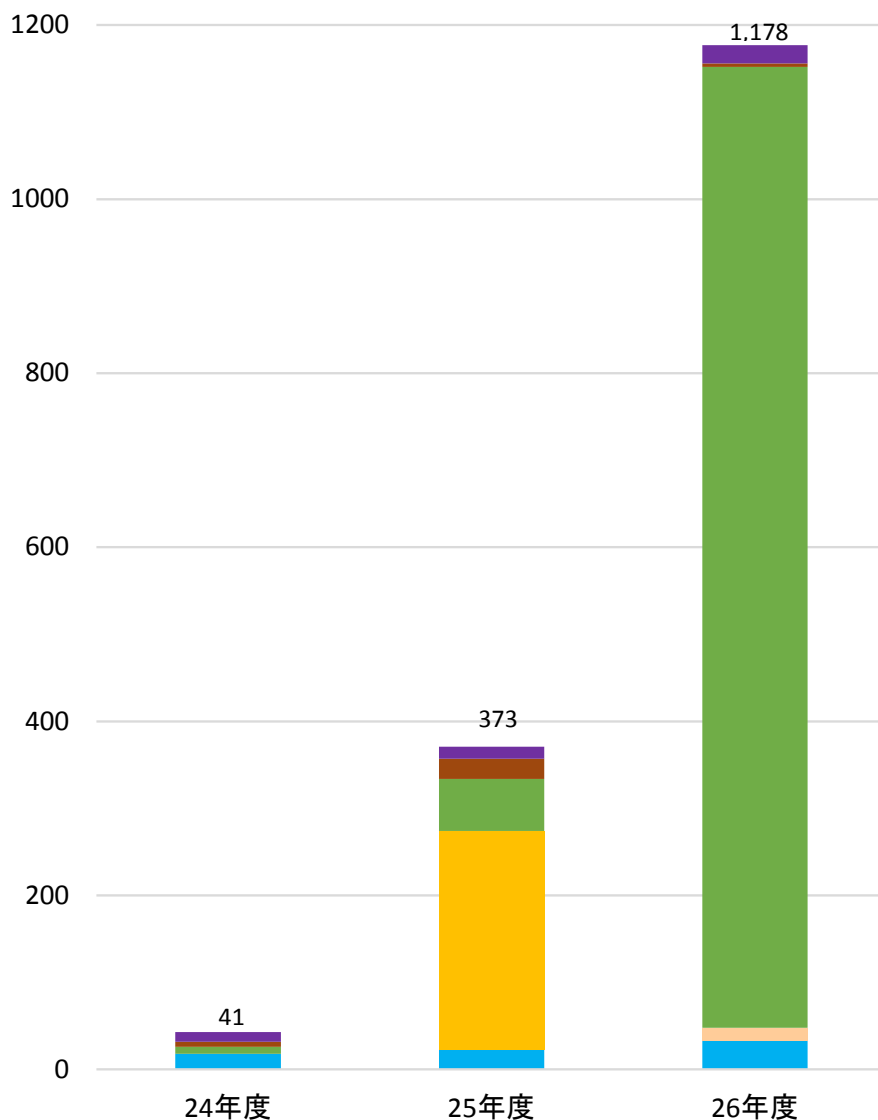


(注1) 政策4「被災者の住宅再建の支援に係る施策の推進」に対する予算措置は平成25年度限りであること及び政策5「新しい東北」の創造に係る施策の推進に対する予算措置は平成26年度から実施されており推移を比較できないため、本グラフに掲載しておりません。

※ 他府省の特別会計へ繰り入れた費用は除く。

政策別コスト(年度別)の推移

(単位:億円)



- 政策1. 復興特区制度に係る施策の推進
- 政策2. 復興交付金制度に係る施策の推進
- 政策3. 原子力災害からの復興に係る施策の推進
- 政策4. 被災者の住宅再建の支援に係る施策の推進
- 政策5. 「新しい東北」の創造に係る施策の推進
- 官房経費等(注)

(注)他府省の特別会計へ繰り入れた費用は除く。

Ⅱ 省庁別財務書類とは

省庁別財務書類は、復興特会のうち、復興庁で予算執行した結果について、資産や負債などのストックの状況、当該年度の費用や財源などのフローの状況といった財務状況を一覽でわかりやすく開示する観点から、企業会計の考え方及び手法(発生主義、複式簿記)を参考として、平成23年度決算分より作成・公表しているものです。

なお、復興庁の業務と関連する事務・事業を行っている独立行政法人などはないため、「省庁別連結財務書類」は作成しておりません。

～省庁別財務書類(復興庁)の概要～

ここでは、「貸借対照表」と「業務費用計算書」を中心に説明しておりますが、省庁別財務書類においては、このほか、資産・負債差額の増減を要因別に表している「資産・負債差額計算書」、財政資金の流れを決算を組み替えて区分別に明らかにしている「区分別収支計算書」、さらに各計算書の附属明細書も作成しております。詳細については、別途公表している「省庁別財務書類」をご参照ください。

1. ストックの状況(貸借対照表)

(単位:億円)

前年度		26年度末		前年度		26年度末	
〈資産の部〉				〈負債の部〉			
現金・預金	23,636	15,652	未払金	19	30		
前払金	8	7	賞与引当金	2	2		
その他の債権等	11	14	退職給付引当金	12	14		
有形固定資産	1	1	負債合計	33	47		
物品	1	1	〈資産・負債差額の部〉				
その他	0	0	資産・負債差額	23,623	15,627		
資産合計	23,656	15,674	負債及び資産・負債差額合計	23,656	15,674		

(1) 資産1兆5,674億円(対前年度末比▲ 7,982億円)

主な資産の内容

26年度末の資産合計額は15,652億円であり、「現金・預金」がほぼすべてを占めています。

(主な項目)

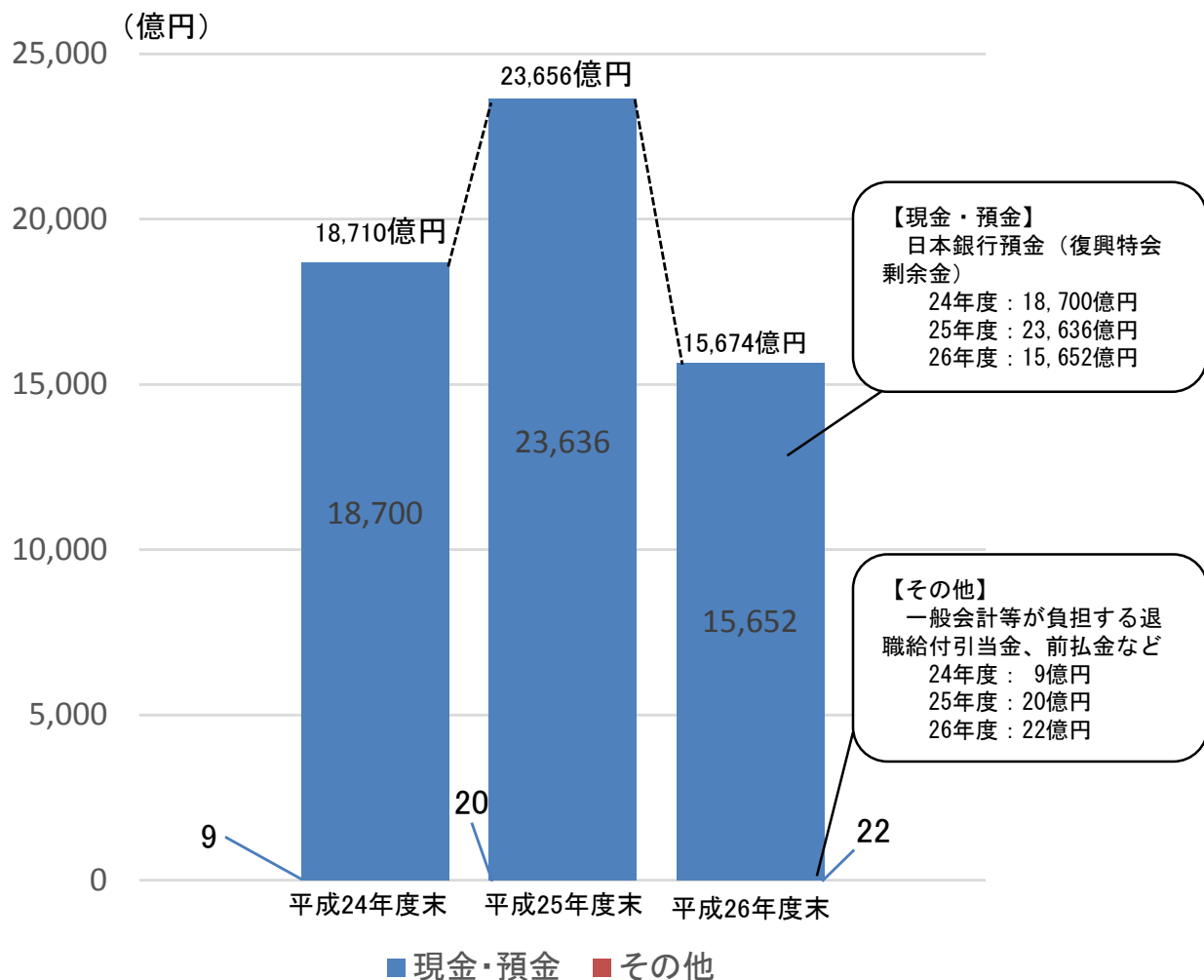
◆現金・預金 15,652億円(対前年度末比▲ 7,984億円)

・翌年度へ繰り越しが生じたこと等による復興特会の剰余金であり、前年度末に比べ7,984億円増加となりました。

(注) 復興特会の計算整理は復興大臣が行うことから、復興特会の剰余金は、復興庁において全額計上しています。

◆その他の債権等 14億円(対前年度末比+3億円)

・他府省における一般会計等が負担する退職給付引当金相当額について、定員変動により、前年度末に比べ3億円増加となりました。



(2) 負債33億円(対前年度末比+13億円)

主な負債の内容

26年度末の負債合計額は47億円であり、主に、「未払金」と「退職給付引当金」が計上されています。

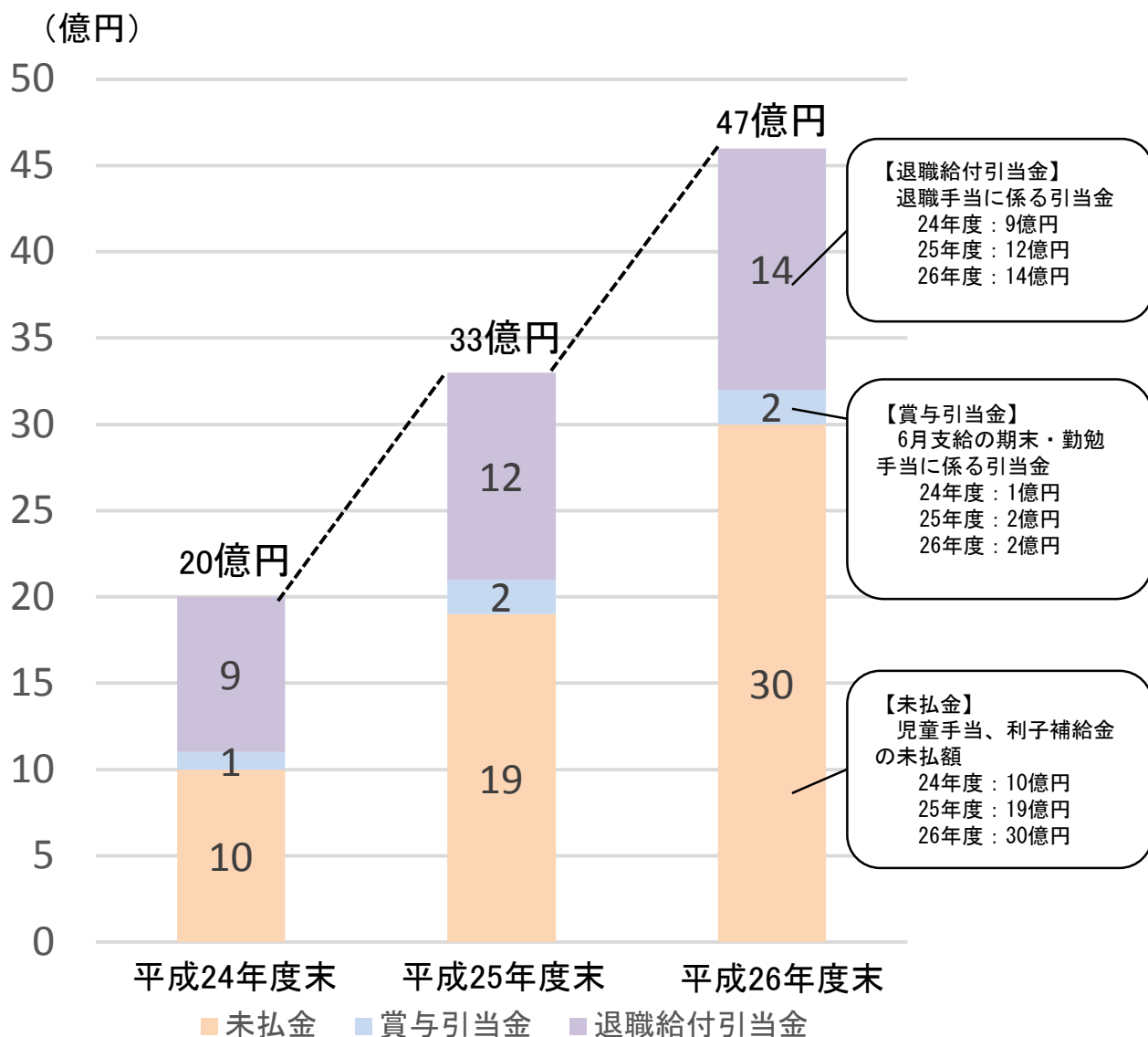
(主な項目)

◆未払金 30億円 (対前年度末比+11億円)

- ・26年度に新たに契約締結した利子補給金に係る未払金を計上したことなどにより、前年度末に比べ11億円増加となりました。

◆退職給付引当金 14億円 (対前年度末比+2億円)

- ・退職手当に係る引当金について、定員変動により、前年度末に比べ2億円増加となりました。



2. フローの状況(業務費用計算書)

(単位:億円)

	前年度	26年度
人件費	14	18
補助金等	271	1,041
委託費等	44	68
労働保険特別会計への繰入	4	-
食料安定供給特別会計への繰入	43	28
社会資本整備事業特別会計への繰入	2,609	-
庁費等	37	43
その他	8	9
合計	3,030	1,207

・費用 1,207億円(対前年度比 ▲1,822億円)

主な業務費用の内容

26年度の業務費用合計額は1,207億円であり、「補助金等」が全体の約9割を占めています。

(主な項目)

◆補助金等・委託費等 1,109億円(対前年度比+794億円)

- ・福島原子力災害復興交付金1,000億円を支出したことなどにより、前年度に比べ794億円増加となりました。

◆他特別会計への繰入 28億円(対前年度比▲2,628億円)

- ・平成25年度末に社会資本整備事業特別会計が廃止され、同特別会計への繰入額が発生しなかったことなどにより、前年度に比べ2,628億円減少となりました。

